

安全保障技術研究推進制度について

平成 28 年 11 月 18 日

防衛装備庁

我が国の安全保障に関する基本的考え方

我が国を取り巻く安全保障環境

- 我が国周辺では、大規模な軍事力を有する国家等が集中する一方、安全保障面の地域協力枠組みは十分に制度化されておらず、依然として領土問題や統一問題をはじめとする不透明・不確実な要素あり。領土や主権、経済権益などをめぐる、純然たる平時でも有事でもない、いわゆるグレーゾーンの事態が増加・長期化する傾向。周辺国による軍事力の近代化・強化や軍事活動などの活発化の傾向がより顕著。（平成28年版防衛白書）

我が国の安全保障と防衛の基本的考え方

- 日本国憲法のもと、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならないとの基本理念に従い、日米安保体制を堅持するとともに、文民統制を確保し、非核三原則を守りつつ、実効性の高い統合的な防衛力を効率的に整備。（平成28年版防衛白書）

防衛装備・技術に関する考え方

- 各国は最新技術を用いた先進的な軍事力の獲得を目指しており、技術革新の急速な進展が、グローバルな安全保障環境に大きな影響を与える中、防衛力の「質」を十分に確保し、抑止力及び対処力を高めていくためには、我が国が諸外国に対する技術的優越を確保することが重要。（平成28年版防衛白書）

安全保障に関する研究開発・産学官連携の考え方

国家安全保障戦略（平成25年12月 閣議決定・国家安全保障会議決定）

- 我が国の高い技術力は、経済力や防衛力の基盤であることはもとより、国際社会が我が国に強く求める価値ある資源でもある。このため、デュアル・ユース技術を含め、一層の技術の振興を促し、我が国の技術力強化を図る必要がある。（中略）産学官の力を集結させて、安全保障分野においても有効に活用するように努めていく。

防衛計画の大綱（平成25年12月 閣議決定・国家安全保障会議決定）

- 大学や研究機関との連携の充実等により、防衛にも応用可能な民生技術（デュアルユース技術）の積極的な活用に努めるとともに、民生分野への防衛技術の展開を図る。

第5期科学技術基本計画（平成28年1月 閣議決定）

- 我が国の安全保障を巡る環境が一層厳しさを増している中で、国及び国民の安全・安心を確保するためには、我が国の様々な高い技術力の活用が重要である。国家安全保障戦略を踏まえ、国家安全保障上の諸課題に対し、関係府省・産学官連携の下、適切な国際的連携体制の構築も含め必要な技術の研究開発を推進する。



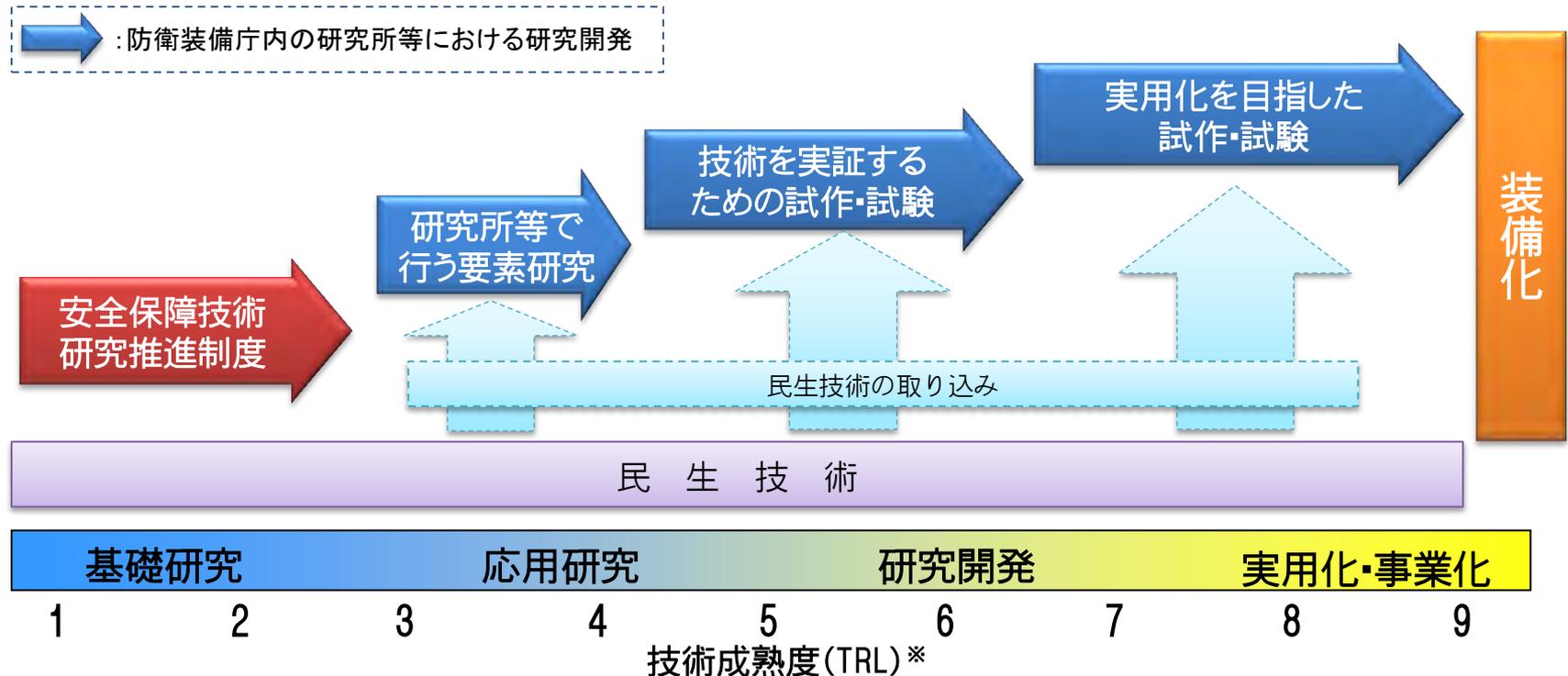
防衛技術戦略（平成28年8月 防衛省公表）

- 国内研究機関等との技術交流については、お互いの研究活動に対する考え方等を理解、尊重しつつ、相互の自発的な意思に基づいて行うものとの認識の下、交流によって得られた成果は、防衛分野における優れた先進技術の獲得のみならず、我が国全体のイノベーションへの貢献が期待されることから、一般的な研究成果の取扱いと同様に、知的財産の管理には配慮した上で適切に公開していく。
- 大学、独立行政法人の研究機関、企業等における独創的な研究を発掘し、将来有望な研究を育成するため、その研究成果を将来活用することを目指して、独自の安全保障技術研究推進制度（ファンディング制度）を平成27年度に創設したところであり、引き続き推進していく。加えて、技術的優越の確保のために大規模な投資が必要な先進的な技術分野についても、萌芽的研究の育成を行う。

防衛省の研究開発における安全保障技術研究推進制度の位置付け

- 安全保障技術研究推進制度は、将来の装備品に適用可能な独創的な基礎技術の発掘・育成が目的
- 研究の成果は、その内容を十分に理解した上で、将来のニーズを踏まえつつ、防衛装備庁における適切な研究事業に活用

防衛装備庁における装備品の研究開発の流れ

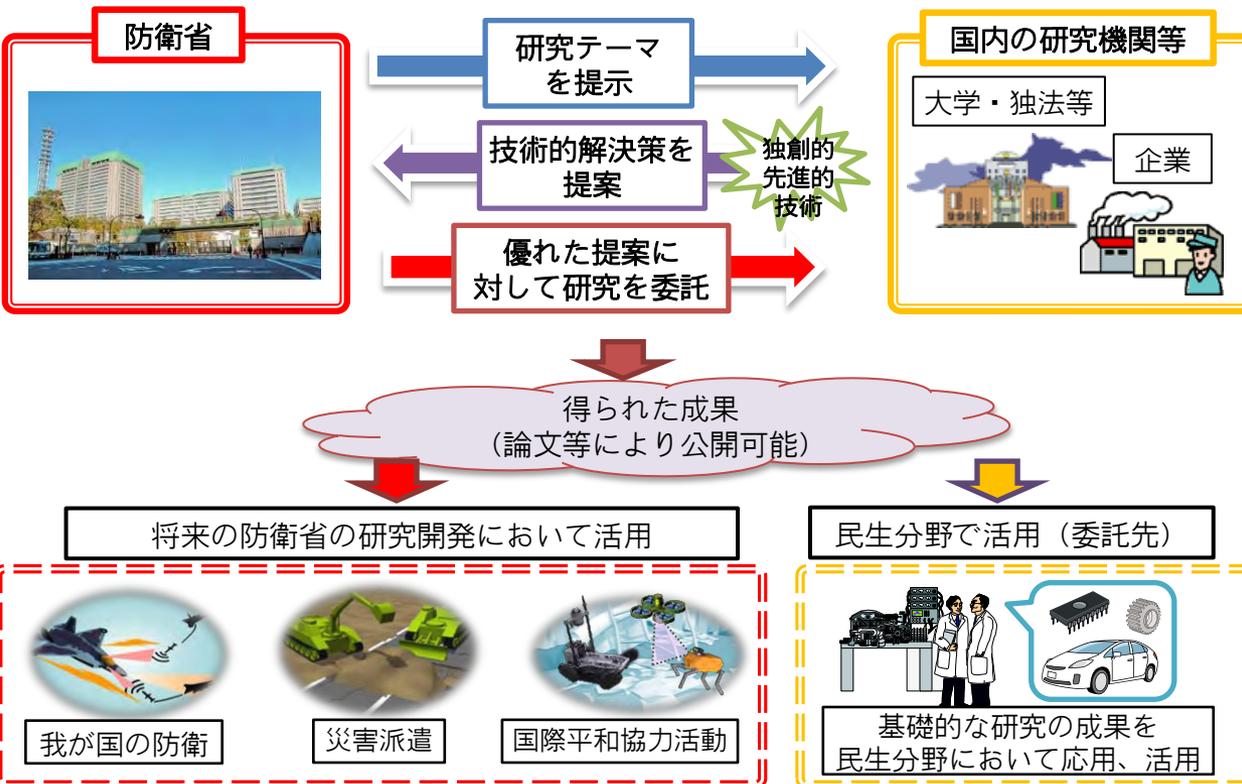


※ TRL(Technology Readiness Level) は、当該技術がどのような成熟段階にあるのかをある程度定量的に示す尺度。
米国防省やNASAで使用されている。

安全保障技術研究推進制度について

- ▶ 防衛装備品への適用面から着目される大学、独立行政法人の研究機関や企業等における独創的な研究を発掘し、将来有望な研究を育成するために、平成27年度に創設。
- ▶ 研究の成果は、将来の防衛省における研究開発において活用。加えて、民生における成果の活用を期待。
- ▶ 平成28年度予算 約6億円（平成27年度予算 約3億円）
- ▶ 平成29年度から制度を拡充し、予算額及び研究期間の観点から大規模な投資が有効な先進的な技術分野についても、萌芽的研究の育成に着手する計画（平成29年度概算要求 約110億円）。

制度の概要



平成28年度予算

- 既存の研究(小規模研究課題)
- ・約6億円(28年度歳出)
- (1件あたり、3年以内、最大0.39億円/年)
- (28年度新規採択分: 約3億円)

29年度
拡充概要

平成29年度概算要求

- 小規模研究課題
- ・約8億円(29年度歳出)
- (29年度新規採択分: 約3億円)
- 大規模研究課題
- ・100億円/5年
- (1件あたり、5年で数億～数十億円)

平成28年度の公募は、3月23日～5月18日の間実施

- 研究期間 : 3カ年度以内（1カ年度、2カ年度でも可）
- 研究費の規模 : タイプA : 1課題あたり年間3,000万円（直接経費）を上限
タイプB : 1課題あたり年間1,000万円（直接経費）を上限
（直接経費の30%を間接経費として別途支給）
- 採択件数 : 予算の範囲内で採択（参考：平成27年度の採択数 9件）
- 資格要件 : すべての研究実施者は、以下のいずれかの研究機関に所属していることが必要。
 - ・ 大学、高等専門学校又は大学共同利用機関
 - ・ 独立行政法人、特殊法人又は地方独立行政法人
 - ・ 民間企業、研究を主な目的とする公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人等研究代表者は、加えて以下の条件を満たすこと。
 - ・ 日本国籍を有し、日本語によるヒアリング審査や評価に対応できること
 - ・ 研究期間中、応募時に所属していた研究実施機関に継続的に所属すること
- 知的財産権 : 一定の条件の下、委託相手方（採択者）に帰属。
※産業技術力強化法第19条（バイドール条項）を適用。
- 研究成果の公開 : 研究成果の公開が可能。

審査について（平成28年度）

公募

- 研究テーマを公募書類に掲示し、技術提案（研究課題）を広く公募。

採択審査

予備審査

- 技術的な知見を有する防衛装備庁の職員により書類審査。

一次審査 (書類審査)

- 一次審査及び二次審査は、外部の専門家で構成する安全保障技術研究推進委員会が実施。
- 一次審査では予備審査や応募書類の内容に基づき書類審査を実施。その結果を踏まえ、二次審査（ヒアリング審査）を行う研究課題を安全保障技術研究推進委員会が選定。

二次審査 (ヒアリング審査)

- 二次審査では、研究代表者等のプレゼンテーションに基づき審査を実施。

最終審査

- これまでの審査結果、その他の事情（不正行為等）を総合的に勘案し、安全保障技術研究推進委員会において、研究課題の採択候補を選定。

採択研究課題決定

安全保障技術研究推進制度の運営・管理

- ・ 制度を全般的に運営・管理する組織として、安全保障技術研究推進委員会を設置
- ・ 研究テーマごとにプログラムオフィサーを設置し、委託研究の進捗管理等を実施

安全保障技術研究推進委員会



- 制度における審査及び評価を行うため、省内に設置
- 外部有識者等により構成

概要

- ・ 技術提案の審査、採択
- ・ 必要に応じ、委託先の研究の目標達成状況、研究実施体制を確認、評価
- ・ 研究成果の確認、評価 等

審査
評価

プログラムディレクター

プログラム
オフィサー



研究委託先



プログラム
オフィサー



研究委託先



プログラム
オフィサー



研究委託先



委員会の補佐

委託研究の管理調整

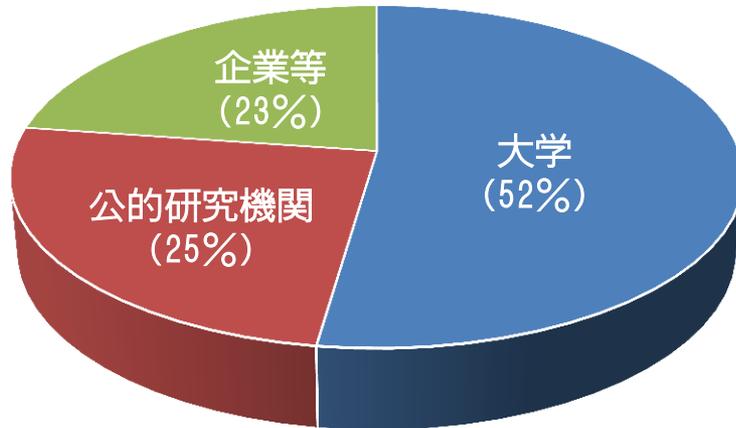
事務局

- プログラムディレクターの指示に基づき、委員会を補佐
- プログラムオフィサーと共に研究委託先の状況を把握し必要なサポートを実施
- 外部機関からの支援を受けて本制度に係る事務を実施



応募状況等について

○平成28年度 研究代表者所属機関別応募状況

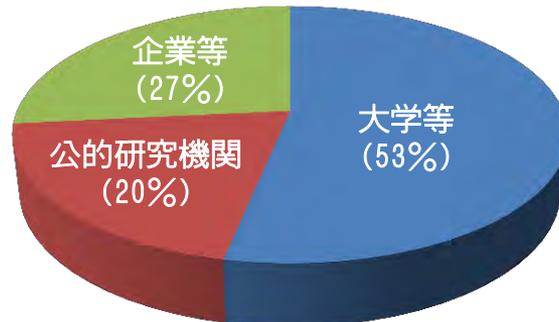


所属研究機関	応募数 (割合)
大学	23件 (52%)
公的研究機関	11件 (25%)
企業等	10件 (23%)
計	44件



10件の研究課題を採択

平成27年度の応募状況等



所属研究機関	応募数 (割合)
大学等	58件 (53%)
公的研究機関	22件 (20%)
企業等	29件 (27%)
計	109件



9件の研究課題を採択